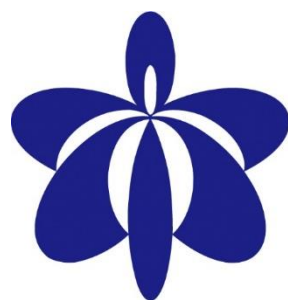


秋田県由利本荘市
重層的支援体制
整備事業実施計画



令和4年4月 策定
令和6年4月 改訂
由 利 本 荘 市

第1章 重層的支援体制整備事業の目的と実施について

1 計画の策定背景と目的

これまで福祉における各分野では、相談支援制度や福祉サービスが順次、拡充されてきました。一方で、地域住民が抱える課題が、子ども分野、障がい分野、高齢者分野、生活困窮分野など一分野に留まらず、個人または世帯内で複数分野の課題を抱え既存の支援制度やサービスの対象にならないなど、従来の支援体制では十分に対応できない状況が近年、顕在化しています。

国ではそれらの従来の支援体制では支援が難しい複合的かつ広範な課題や制度の狭間にある需要に対応するために、従来の分野の枠を超えた支援を必要とする方の属性を問わない、新たな相談支援体制の枠組みを整備するために社会福祉法改正に伴う「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

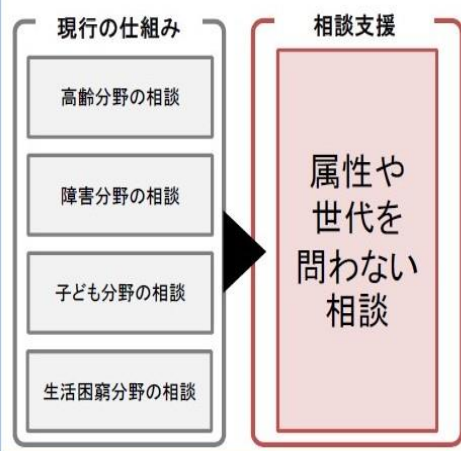
本事業は、『社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第106条の4第2項』及び『由利本荘市地域福祉計画』に基づき、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的としています。

由利本荘市(以下、市)ではそれに先立ち令和元年に新たな包括的相談支援体制の整備についての勉強会を開催。令和2年度より、健康福祉部の一部(福祉支援課、中央地域包括支援センター)を本庁舎に近接する鶴舞会館へ移転し、新たに総合相談窓口を開設、また包括的な支援を担う、総合相談担当を配置しました。

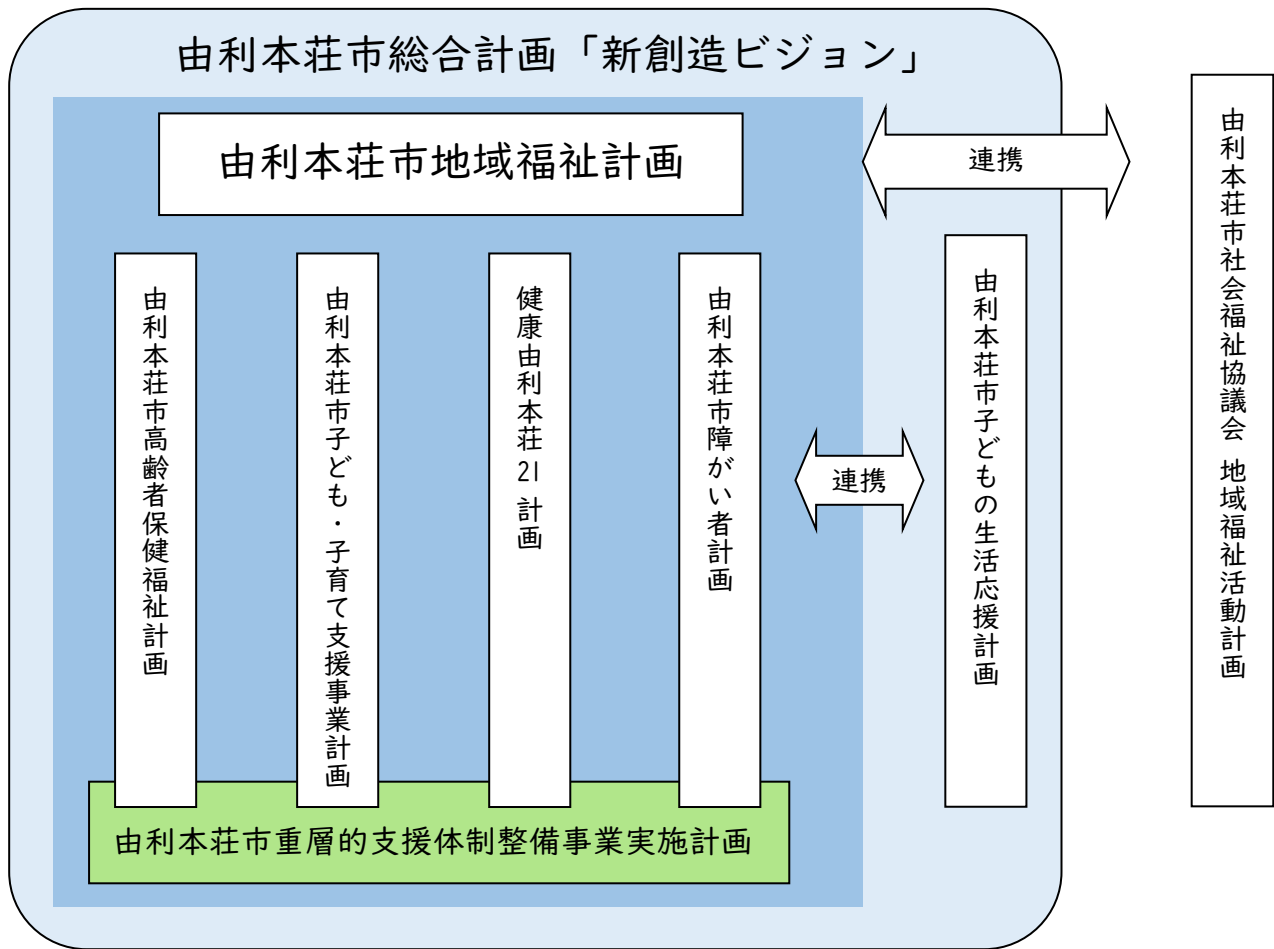
これにより、従来の体制では十分に対応できない課題に対し、関係各課や社会福祉協議会(以下、社協)、民間相談支援事業所、医療機関、サービス提供事業所など各専門機関の強みを活かしつつ、多職種連携を軸にフォーマル、インフォーマルな社会資源を生かし包括的に対応できる体制を構築する準備が整ったことから、「重層的支援体制整備事業」を実施する前段階である「重層的支援体制整備準備事業」を令和3年度より実施することとなりました。令和4年度からは「重層的支援体制整備事業」に移行、令和6年度には福祉総合相談室の設置に合わせ担当者も増員し、複雑化・複合化する課題へ専門的に対応できる体制を整えました。生活課題を抱えたまま、孤立している人がいない地域、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を本計画のもと目指します。

相談支援にかかる一体的実施のイメージ

- 高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度における関連事業に係る補助について、一体的な執行を行うことができる仕組みとする。



2 計画の位置づけ



『由利本荘市地域福祉計画』を上位計画とし、同計画内の「新しい施策 基本目標を支える包括的な相談支援体制の整備について」を基本としながら、それらを実現するための具体的な計画として『由利本荘市重層的支援体制整備事業実施計画(以下、本計画)』を位置づけ、『法第106条の4第2項』に定める事業を行います。

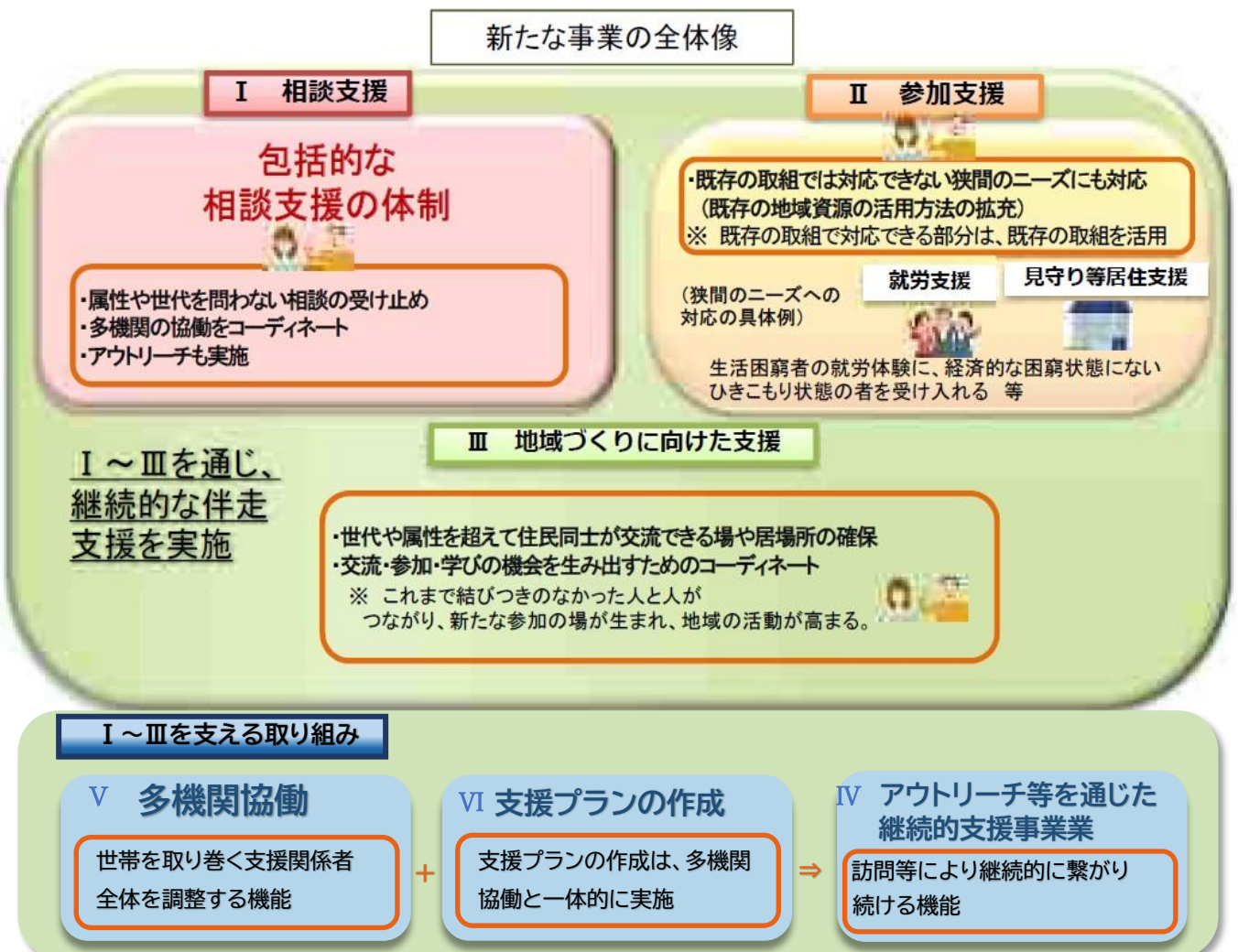
3 計画期間

本計画の期間は令和6年度の1年間とします。

本計画の進捗状況等について評価を行い、年度途中においても必要に応じて見直しを行います。上位計画の由利本荘市地域福祉計画が令和6年度で第3期期間が終了することから、令和7年度以降は由利本荘市地域福祉計画と一体的な策定を予定しています。

4 重層的支援体制整備事業

本事業では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「Ⅰ」属性を問わない相談支援(包括的相談支援事業 法第106条の4第2項第1号のイからニまでに掲げる全ての事業を一体的に行う事業)、「Ⅱ」参加支援(参加支援事業 法第106条の4第2項第2号に掲げる事業)、「Ⅲ」地域づくりに向けた支援(地域づくり事業 法第106条の4第2項第3号のイからニまでに掲げる全ての事業)を柱として、これら3つの支援を効果的・円滑に実施するために、「Ⅳ」アウトリーチ等を通じた継続的支援(アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 法第106条の4第2項第4号に掲げる事業)を新たな機能として強化し、「Ⅴ」多機関協働(多機関協働事業 法第106条の4第2項第5号に掲げる事業)による支援、「Ⅰ」から「Ⅴ」までの事業を一体的に実施し、重層的支援体制の構築と、併せて「Ⅵ」個別のプラン作成を行い、包括的相談支援体制の管理や評価を重層的支援会議上(P12参照)で行います。



厚生労働省：社会福祉法の改正趣旨・改正概要(重層的支援体制整備事業についてより一部追記)

第2章 重層的支援体制整備事業の内容について

1 事業内容について

① (I) 包括的相談支援事業

包括的相談支援事業は、対象者の属性や世代、内容に関わらず相談を受け止め、各分野の機関で相談を受け止められる場合は従来のとおり相談支援を行います。しかし、相談を受け止めた事業者単独で解決が難しい場合は、福祉総合相談室等を通し他の相談支援機関と連携して対応するほか、適切な機関につなぐことで多機関協働による問題解決を図ります。

本事業へ移行後、市では延べ令和4年度・283件、令和5年度・444件の相談に対応しています。

【由利本荘市における包括的相談支援の実施体制と拠点及び相談窓口(以下、関係機関)】

領域	法第106条の4	地域を支える	設置数	地域	担当課
全領域	I 相談 支援 1号	福祉支援課・福祉総合相談室(直営・統合型 鶴舞会館内) ○1 介護 (地域支援事業) 2 障がい (地域生活支援事業) 3 子ども (利用者支援事業) 4 困窮 (生活困窮者自立相談支援事業) の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、相談支援の実施 ○2つの機能を強化 ①多機関協働の中核の機能 (世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能) ②個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続的につなぎ続ける伴走支援を中心的に担う機能	1	全域	福祉支援課・福祉総合相談室※1
高齢者	I 相談 支援 1号 イ	【地域包括支援センターの運営】 ・長寿生きがい課 地域包括支援班 (直営・長寿生きがい課内 全域) ・中央地域包括支援センター (委託・カダーレ内 本荘一部地域・西目) ・東部地域包括支援センター (委託・社協東由利支所内 本荘一部地域・東由利) ・南部地域包括支援センター (委託・社協矢島支所内 由利・矢島・鳥海) ・北部地域包括支援センター (委託・あまさぎ園敷地内 岩城・大内)	5	()内	長寿生きがい課・地域包括支援班※2

※1 (福祉支援課・福祉総合相談室は以後、福祉・総合で表記)

※2 (長寿生きがい課・地域包括支援班は以後、長寿・包括で表記)

	事業外の支援機関	・市内居宅介護支援事業所 (本荘15、矢島 2、岩城 3、由利1、西目1、鳥海1、東由利 2、大内3)	28	各地域	
障がい	I 1号 □	【障がい者相談支援事業】 ・由利本荘市障がい者基幹相談支援センター (委託・由利本荘地域生活支援センター)	1	全域	福祉支援課
	事業外の支援機関	・市内相談支援事業所(4) ・由利本荘・にかほ圏域 就業・生活支援センター (由利本荘地域生活支援センター内・1) ・福祉支援課障がい支援班	6	全域	
子ども	I 1号 ハ	【利用者支援事業】 ・子育て世代包括支援センターふぁみりあ(こども家庭センター型) (直営・本荘保健センター)	1	全域	健康づくり課
	事業外の支援機関	・こどもプラザ「あおぞら」 ・こども未来課	2	全域	
生活困窮	I 1号 ニ	【自立相談支援事業】 ・由利本荘市生活支援相談センター(委託・鶴舞会館)	1	全域	福祉支援課
	事業外の支援機関	・福祉支援課保護班	1	全域	
その他の支援窓口					
就労		・ハローワーク本荘(1)	1		
生活	事業外の支援機関	・各総合支所市民サービス課(7) ・民生児童委員、主任児童委員 (287人 ※令和6年3月31日現在) ・シルバー人材センター	9	全域	
住宅		・生活環境課(環境) ・建築住宅課(市営住宅)	2		
保健		・由利本荘保健所 ・本荘保健センター(健康づくり課)	2		

② (Ⅱ) 参加支援事業

社会とのつながりを回復するため、既存の制度・サービス・取組では対応できないニーズに対し、支援の分析や社会調査を通し、困難を抱える方が社会とのつながりが途切れることが無いように、また現在、社会とのつながりが途切れている方が再び社会との接点を持ちたいと思った時にすぐに社会参加ができるよう柔軟に支援します。

本事業移行後、「一般就労困難者に対する就労継続支援B型活用事業」では、2名の方が利用。「短期宿泊場所提供事業」でも1名の方が利用され、その後各種福祉サービスにつながるなど、事業の活用によりその後の社会復帰への足がかりとなっています。

【由利本荘市における参加支援の実施事業】

領域	社会とのつながりを保ち、参加できる		
全 領 域	Ⅱ 参 加 事 業 号	2	
		<p style="text-align: center;">一般就労困難者に対する就労継続支援B型活用事業</p> <p>一般就労困難者に対する就労継続支援B型活用事業(委託・市内障がい者就労継続支援B型サービス事業所)</p> <p>ひきこもりや手帳非該当の方や、障がい境界線と思われる方のうち、一般企業への就労が困難な方が、社会参加の一つとして作業を通し社会性や生活リズムの回復など、通常の利用要件がなくとも、市提携の就労継続支援B型事業所を利用し就労訓練を行うことで社会参加の足がかりとするものです。</p> <p>利用に際しては、障がい等の利用要件を問いませんが、通常の利用と同じように相談支援専門員による、アセスメントなどを通して、ご本人が不安のない社会参加ができるよう支援します。</p> <p>《連携先》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・由利本荘市地域生活支援センター相談支援事業所 <p>《実施事業所》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内就労継続支援B型事業所（2事業所登録 ※令和6年3月31日現在） <p>重層的支援体制整備事業参加支援事業(就労継続支援B型事業所活用事業)実施要綱による</p>	福祉・総合
		<p style="text-align: center;">短期宿泊場所提供事業</p> <p>市内宿泊施設と連携し、緊急時に他制度による即時の支援ができない(例:依存症やひきこもりで一時避難できない)方に緊急宿泊場所を提供することにより、通常的生活をできるだけ維持し社会参加が継続できるよう支援するものです。利用期間は最長で1ヶ月(課税状況により一部自己負担あり。)</p> <p>(委託事業所)</p> <p>市内3カ所の宿泊施設を受入事業所として登録しています。</p> <p>重層的支援体制整備事業参加支援事業(短期宿泊場所提供事業)実施要綱による</p>	福祉・総合

ひきこもりに関する相談状況

ひきこもりの状態にある方の相談件数（令和4～5年度）

	本 庄	矢 島	岩 城	由 利	大 内	東 由 利	西 目	鳥 海	合 計
① 延べ相談件数	66	1	1	13	7	3	4	0	95
② 実人数	19	1	1	2	2	1	2	0	28
③ うち新規の人数	14	0	0	0	2	0	0	0	16

実人数(対象者)の地域別年齢層

	本 庄	矢 島	岩 城	由 利	大 内	東 由 利	西 目	鳥 海	合 計
10歳未満	2	0	0	0	0	0	0	0	2
10代	3	0	0	0	0	0	2	0	5
20代	1	0	1	1	1	0	0	0	4
30代	5	0	0	0	1	0	0	0	6
40代	7	0	0	1	0	1	0	0	9
50代	1	0	0	0	0	0	0	0	1
60代	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70代以上	0	1	0	0	0	0	0	0	1
地域別計	19	1	1	2	2	1	2	0	28

ひきこもりの状態にある方は、いじめや挫折などを経験し、対人恐怖などから自身を守るため、社会との関係を断ち、つながりを持たずに生活している実態が見られます。ひきこもりの状態が長くなればなるほど社会復帰や問題の解決までには、同じだけの時間を要すると言われていたことから、未アプローチの実態からまずは将来の生活環境の変化の時に「相談ができること、相談できる場所があること」の周知を行いつつ、常設の居場所など社会参加ができる体制を構築する必要があると考えます。

ひきこもりに関する相談は年々増加傾向にあり、市内で相談対応をしている由利本庄保健所、由利本庄市生活支援相談センターと連携し、施策の実施や情報共有を行っていきます。ひきこもりの状態にある方、社会復帰した当事者、家族にアンケート調査を実施し、居場所のニーズ(開催頻度、実施内容等)把握を行います。

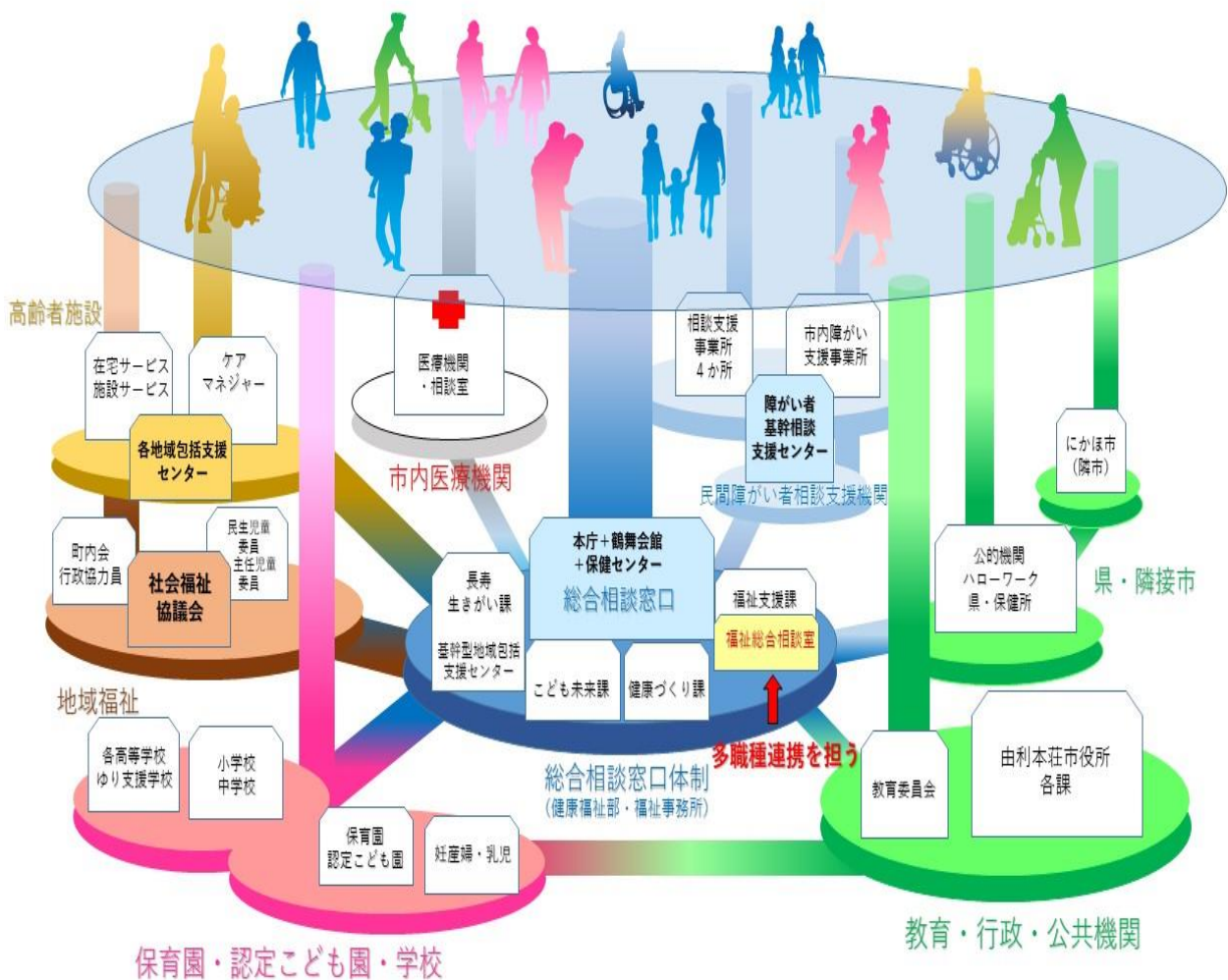
実際の相談では当事者から連絡があることは少なく、家族が相談に来られることが多くなっています。家族支援としてひきこもり家族向けの勉強会も行い、当事者との適切な関わり方や家族同士の交流の場を設けます。

③ (Ⅲ) 地域づくり事業

由利本荘市におけるフォーマル、インフォーマルな地域資源を把握した上で、広い地域とそれぞれの地域特性を考慮し、そこで生活する市民同士が世代や属性に関わらず交流ができる多様な場や、個々が集うことができる居場所の創出を行います。

またそれぞれを理解し支えあい多様な活動が生まれ、地域における交流・参加・学びの機会ができるよう、個別の活動を行う団体や人を支援することや既存の地域の仕組みを活用しながら地域活動を活性化し、地域を支える様々な活動が生まれやすい環境整備を行います。

～フォーマル・インフォーマルを繋いで支える由利本荘市の包括的支援イメージ～

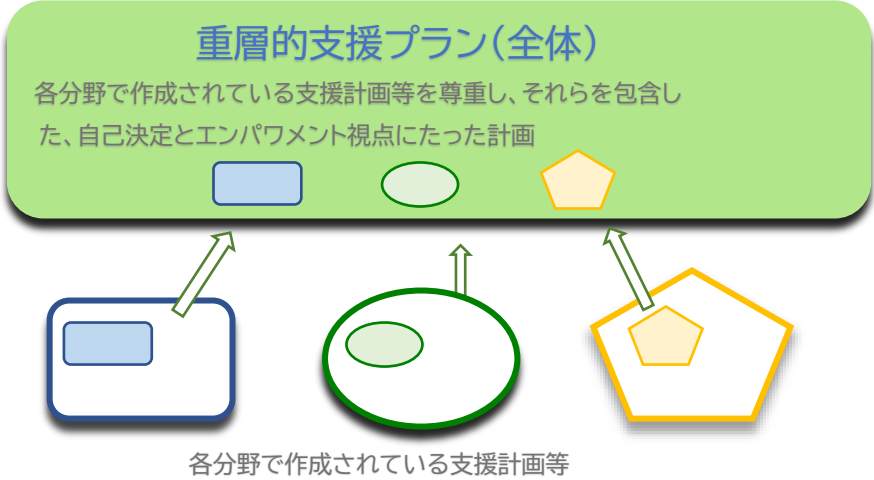


【由利本荘市における地域づくりの実施事業と体制】

領域	法第106条の4		交流・参加・学びから共生の地域づくり	設置数	地域	担当課
高齢者	Ⅲ地域づくり 3号	イ	<p>【一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(通いの場を想定)】</p> <p>・<u>ミニデイサービス</u>(補助・町内会29か所・R6) 閉じこもりがちな高齢者や要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、町内会等が集会施設などを利用して「高齢者などが気軽に集う場」を自主的に開催。</p> <p>・<u>一般介護予防事業</u>(一部委託・社協) 全ての高齢者を対象に介護予防の普及・啓発や高齢者の健康保持増進を図り、高齢者自らが健康づくり・介護予防に取り組めるよう、自主グループの育成や住民運営の通いの場を充実させ、地域づくりによる介護予防を推進する事業。</p> <p>介護予防教室 フレイル予防教室 コグニサイズ教室 アリーナ体操教室</p>	8	全域	長寿・包括
			<p>事業外の支援機関</p> <p>・<u>いきいきサロン事業</u>(社協) 閉じこもりがちな高齢者の外出の機会が増えるよう支援します。また、地域住民や当事者同士の交流や親睦、結びつきを深めることを目的とした地域の自主的なサロン活動を支援し、住民主体の福祉のまちづくりを推進。</p>			
高齢者	Ⅲ地域づくり 3号	ロ	<p>・<u>生活支援体制整備事業</u>(社協) 生活支援コーディネーターを各社協支所に配置し、地域住民や関係機関との連携を深め、地域における住民主体の助け合い活動を活性化するとともに、協議体を設置して、地域の生活課題に対応した生活支援サービスの提供に向けた資源開発やネットワークの構築を行います。</p>	8	全域	長寿・包括
障がい	Ⅲ地域づくり 3号	ハ	<p>・<u>地域活動支援センター</u>(地域活動支援センター事業) 障害者自立支援センター 和 障害者自立支援センター くるみの里 障がい者支援事業所 あゆみ</p>	3	各地域	福祉支援課
			<p>事業外の支援の場</p> <p>・ティーカップ(民間ボランティア・サロン) ・スローペース(民間ボランティア・サロン) ・ひなた(民間ボランティア・サロン)</p>			

子ども	Ⅲ 地域づくり 3号	二	<p>・地域子育て支援拠点(委託・地域子育て支援拠点事業)</p> <p>由利本荘市では子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供しています。また、地域の子育て関連情報の提供や、子育て支援に関する講習なども実施。</p> <p>由利本荘市子どもプラザ「あおぞら」 本荘子育て支援センターあいあい 矢島子育て支援センター 岩城子育て支援センター</p>	4	各地域	こども未来課・総合支所
			<p>事業外の支援機関</p> <p>・キッズルーム(社協) ・子育てサロン(社協)</p>	2	各地域	
困窮	Ⅲ 地域づくり 3号		<p>・地域におけるニーズの把握 (生活困窮者支援等のための地域づくり事業)</p> <p>社協に業務を委託、実施している若者部会・子ども部会においてニーズ・生活課題に把握に努めている。</p> <p>○あおぞらサロンの拡充</p> <p>ひきこもりやニートの状態にある若者が社会参加のきっかけを作ることができるように、さまざまな体験活動やボランティア活動を行います。これまで月1回の実施を週1回に拡充。就労準備支援事業(週2回実施)と合わせて週3日の社会参加の場を提供。また、ひきこもり当事者、社会復帰した当事者や家族にアンケートを行い居場所のニーズを把握。家族支援として、ひきこもり家族向けの勉強会も行い、当事者との適切な関わり方や家族同士の交流の場を設けます。</p>	2	全域	社協
			<p>事業外の支援機関</p> <p>・由利本荘保健所 ・福祉・総合</p>	2	各地域	

④(IV～VI) 重層的支援体制を支える事業

領域	法第106条の4	継続的な伴走支援・多機関協働による支援の実施	担当課
全領域	4号	<p>・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業</p> <p>訪問等により継続的に繋がり続ける機能。福祉総合相談室による支援頻度の調整などを通し、関係機関の状況に応じた途切れない支援の調整を行う。またアウトリーチ支援による途切れている支援を必要とする方の再度の掘り起こしと継続的支援の再開。</p>	福祉・総合
5号	<p>・多機関協働(基本型)</p> <p>○各機関を連携する機能</p> <p>実施体制は基本型としつつ、鶴舞会館及び隣接・本荘保健センターと連携をとり、統合拠点の機能に近い拠点整備を目指す。世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能。福祉総合相談室が各機関を繋ぐハブとなり、ケースごとに柔軟なメンバー構成をし、重層的支援会議にて6号支援プランの内容及び実際の支援上の達成度、支援プランの修正などを含め、多機関協働による包括的支援の全体の調整を図る。</p>		
6号	<p>・支援プランの作成</p> <p>支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施する。包括的支援を必要とするご家庭の支援に関するプラン作成については、個々の分野で作成されている、ケアプラン(高齢者)、サービス等利用計画(障がい)等の目標を尊重し反映することにより、各支援機関を連携した全体的な支援目標の達成を目指すプランとする。</p>		
		 <p>重層的支援プラン(全体)</p> <p>各分野で作成されている支援計画等を尊重し、それらを包含した、自己決定とエンパワメント視点にたった計画</p> <p>各分野で作成されている支援計画等</p>	

重層的支援体制を支える事業を行うにあたり、福祉総合相談室が役割を担います。連携を行う機関の選定については、ケースごとに関わりのある各機関と調整の上、最終的な役割分担を重層的支援会議にて決定し、目標設定、プランの承認を行った上で多機関と連携した包括的支援を行います。

体制の構築や実際の支援にあたり、「生活課題を抱えたまま孤立している人が地域にいない」ことを最終的な目標とし、1～6号の事業を進めながら、従来の支援体制を基礎として不足する全体的な連携や調整を福祉総合相談室が結節点となり、地域の情報を収集し、継続的な支援を行います。

2 重層的支援会議のありかた

重層的支援会議(本人同意あり)では、支援が開始・終結または現在支援が行われているケースについて、個別にプラン段階での内容及び目標の確認を行い実際の支援を行います。

また、上下半期ごとに支援後のプランの評価や見直しを同会議にて実施し、必要とされる社会資源やサービスについての具体的な検討と社会参加への足がかりとして2号事業で必要とされる事業の創生を行います。

本人同意がない方についても構成員に対して守秘義務を課すことによって、支援関係機関や関係者の積極的な参加と情報交換や連携が可能となる支援会議を開催します。

また定期開催の支援庁内連携会議(教育・子育て・保健・障がい)、障がい分野の相談支援事業所連絡会へ併設開催する形で会議を開催する場合があります。

開催実績(令和4年～5年度)

会議名	回数	プラン	終結
重層的支援会議	12	9	9
支援会議	16		

第3章 計画の進行管理と評価方法

1 計画推進のための基本的な考え方

本計画は、『法第106条の4第2項』及び『由利本荘市地域福祉計画』に基づき、重層的支援体制の構築に向けた基本的な考え方について示しています。

具体的には、法第106条の4第2項の1号から6号に定める事業について、市の既存事業や社会資源を生かしながら、地域の状況や課題などを踏まえた取り組みを行い、福祉総合相談室がそれぞれ連携を図りながら施策や事業が展開されます。

2 計画の進行管理

地域福祉の推進には、多くの人の理解と協力が欠かせません。そのため、計画について多くの人に知ってもらい、関心を持っていただけるよう広く情報を提供し、住民や事業者などの意見を求めながら、計画で位置づけた取り組みについて進行管理を行います。

また、計画を推進していく上で、社会情勢や住民の意見などから新たな課題が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行ない、次期計画の策定に活かせる取り組みを進めていきます。

1. 計画の周知

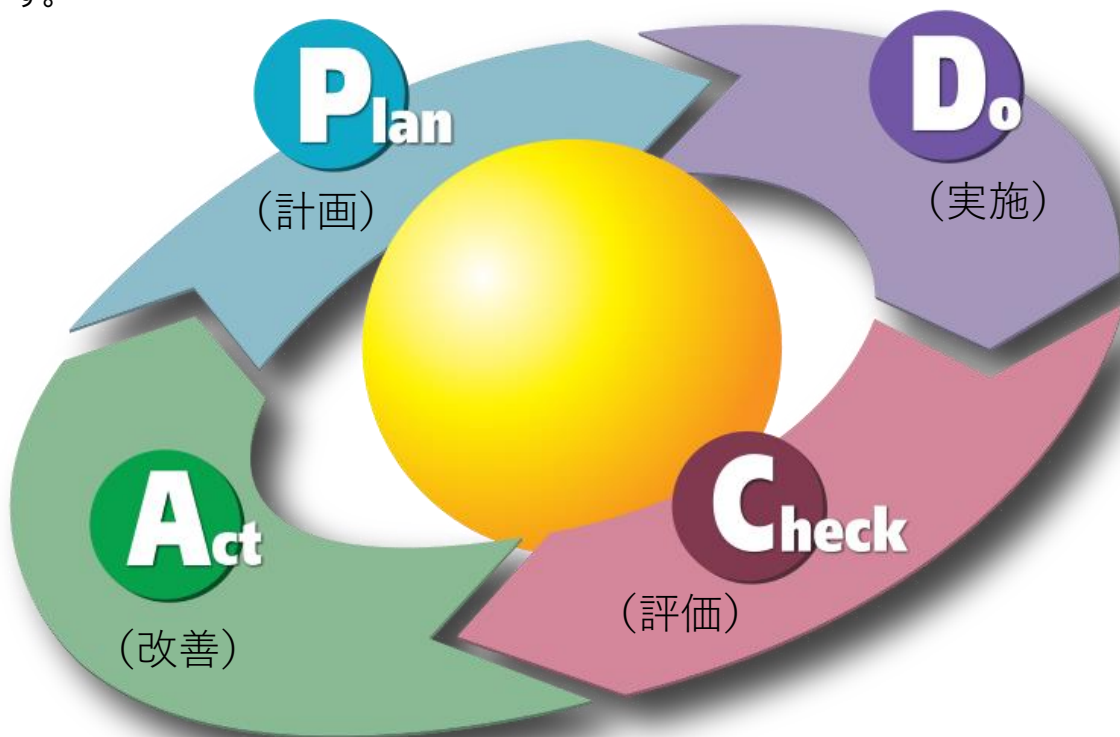
多くの人々が地域福祉への理解を深めるよう、連携機関やホームページなどを通じ広く周知していきます。また、関係機関等にも重層的支援会議等を通じ、周知していきます。

2. 地域福祉課題の把握

住民や地域が抱えている地域福祉課題を把握することは、重層的支援体制構築を推進する上で必要なことです。関係機関と地域福祉課題を共有し、計画の進行管理に役立てていきます。

3. 計画の検証・評価・見直し

定期的な進捗を把握し、PDCAサイクル^{*3}管理手法を取り入れ、分析・評価を行い課題等がある場合には随時対応し、必要があると認められるときには、計画の見直しや変更を行っていきます。



^{*3} 「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものです。